

第5回
2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会
大会施設工事安全衛生対策協議会

日 時：平成30年9月14日（金）12:59～13:48
場 所：合同庁舎5号館厚生労働省省議室

○奥村安全課長 定刻となりましたので、「2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会 大会施設工事安全衛生対策協議会」の第5回目の会議を開催いたします。

私は、厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課長の奥村でございます。

本日の構成員の出席状況ですが、文部科学省の平井様、建設業労働災害防止協会の大島様、日本労働組合総連合会の篠原様が所用により欠席のため、山崎様、田中様、水田様に代理で御出席いただいております。

また、議題2に関連する説明のため、三井不動産レジデンシャル株式会社東京オリンピック・パラリンピック選手村事業部推進室室長の福原様、及び議題3に関連する説明のため、公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会持続可能性担当副部長の徳弘様に御出席いただいております。

では、開会に当たり、当協議会座長の田畑厚生労働大臣政務官から御挨拶をいただきたいと思っております。

○田畑政務官 ただいま御紹介いただきました、厚生労働大臣政務官の田畑裕明と申します。

第5回目の協議会の開催に当たりまして、一言御挨拶を申し上げさせていただきたいと思っております。

各委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中こうして御参加いただいたことに、改めて感謝申し上げます。

8月には、インドネシアにおきましてアジア競技大会が開催されたところでございます。日本選手団には金メダルを75個獲得するという目覚ましい活躍をしていただいたわけでありまして、おのずと東京オリンピックへの期待も高まるところでなかろうかと感じております。

いよいよ2020東京オリンピック・パラリンピック開幕まで2年を切りまして、各施設の建設工事も本格化をしているところであろうかと思っております。しかしながら、そのような中、ことしの1月でございますが、選手村の建設工事におきまして、死亡労働災害が発生しているところでございます。改めてお亡くなりになられました方の御冥福をお祈りするとともに、働くことで命を落とすことはあってはならないという決意のもと、働く方々の安全と健康の確保により取り組んでいくことが必要でなかろうかと感じる次第であります。

本日、選手村の建設工事の発注者でございます三井不動産レジデンシャルの方から、この労働災害を踏まえた同種災害の防止対策についても御説明をお願いしたいと思います。

そのほかにも、組織委員会が調達の際に受注者に対して求めている事項であります、持続可能性に配慮した調達コードに関する説明であったり、前回協議会を踏まえました新国立競技場建設工事におけます健康管理対策の取り組み状況の報告などを予定しているところでございます。ぜひ皆様には、本日共有されますさまざまな情報をそれぞれの現場においても生かしていただきたいと思っております。

最後になりますが、皆様方には2020東京大会の施設工事の安全衛生対策の強力な推進役として、引き続きの御尽力をお願い申し上げまして、簡単でございますが冒頭の挨拶にかえさせていただきたいと思っております。本日もよろしくお願いたします。

○奥村安全課長 ありがとうございます。

議事に入る前に、人事異動等で新しく本協議会の構成員となられた皆様を御紹介いたします。

内閣官房東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部事務局企画・推進統括官の高橋様でございます。

文部科学省大臣官房文教施設企画部長の平井様、御欠席でございます。

公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会会場整備局技術管理部長の五嶋様です。

独立行政法人日本スポーツ振興センター理事兼新国立競技場設置本部長の今泉様です。

建設労務安全研究会理事長の本多様です。

東京労働局長の前田です。

厚生労働省労働基準局長の坂口です。

厚生労働省労働基準局安全衛生部長の椎葉です。

資料1「協議会開催要綱」の2ページ目、協議会構成員の氏名に下線の付された方につきましては、ただいま御紹介したとおりでございます。

また、3ページ目、幹事会構成員の氏名に下線の付された方につきましては、昨年12月の第4回協議会以降、人事異動等により新たに幹事会の構成員となられた方です。

次に、本日の配付資料を確認いたします。

皆様のお手元には、本日の議事次第。

資料1「協議会開催要綱」。

資料2「大会施設工事における災害の発生状況」。

資料3「（仮称）晴海五丁目西地区第一種市街地再開発事業事故防止内容について」。

資料4「持続可能性に配慮した調達コードについて」。

資料5「新国立競技場整備事業における健康管理に係る取組状況について」。

参考資料1「大会施設工事における健康管理に係る取組状況について」。

参考資料2「大会施設工事 対象工事一覧」を御用意しております。

過不足等がございましたら、お申しつけください。

傍聴の皆様におかれましては、カメラ撮影等はここまでとさせていただきます。御協力をよろしくお願いいたします。

○坂口局長 労働基準局長の坂口でございます。以降の進行は私のほうで務めさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議事に入らせていただきます。

まず、議題「(1) 大会施設工事における災害の発生状況について」でございますけれども、事務局のほうから説明をいたします。

○佐々木建設安全対策室長 それでは、事務局のほうから御説明をいたします。

資料2をごらんいただきたいと思います。

資料2は「大会施設工事における災害の発生状況」ということでございまして、2016年7月29日、工事の開始でございます。そこから本年6月30日までの期間での発生状況をまとめてございます。

まず、【基本情報】といたしまして、この時点で行われていた工事の実施状況ということで、ここに掲げております10個の工事が行われていたというところでございます。

「2 対象期間中の全労働者数の延べ実労働日数及び延べ実労働時間数」をごらんいただきたいと思います。全労働者の延べ実労働日数はこの期間で約140万日となっております。さらに延べ実労働時間で見ますと、約1136万時間に上ってございます。

次に「3 労働災害の発生状況」でございます。この期間、死亡災害は2件、2名の方がお亡くなりになっております。それから、右のほうに行きまして、休業8日以上が8人、休業1～3日の方が1人ということで、休業以上の災害に遭われた方が合計11名ということになってございます。

これにつきまして、労働災害の発生率で見ていきますと、右側のほうに度数率というところがございます。これは100万労働時間当たりの死傷者数を示したものでございます。この期間中、0.968という数字になってございます。実は、昨年実施しました第4回のときの数字は1.14でございました。(参考)というところをごらんいただきますと、工事の開始～29年6月までの度数率は2.10、その後の1年間、29年7月～30年6月までが0.74ということで、工事量はふえておりますけれども、災害発生の度数率は下がっているという傾向にございます。

続きまして、その次のページをごらんいただきたいと思います。

「大会施設工事における労働災害(休業4日以上)の概要」、ただいま御紹介いたしました11件、11名の方のうちの休業4日以上ということで、10件の災害の概要をお示ししております。

ことしに入ってから、8番以降、3件の災害が発生しております。この10件のうちの1番、8番が死亡災害ということでございまして、1番は過重労働が原因で自殺されたという案件でございました。それから、8番につきましては、作業構台から資材を荷おろし

するクレーンの誘導を行っていたところ、別のクレーンと作業構台と手すりとの間に挟まれたという災害でございます。これにつきましては、この後の議題の中で御報告いただくということになっております。

以上でございます。

○坂口局長 ありがとうございます。

ただいまの説明について、御意見、御質問などがございましたら、お願いいたします。よろしいですか。

それでは、引き続き議題「(2) 選手村建設工事における労働災害防止対策について」でございます。

こちらにつきましては、今もございましたが、選手村の建設工事におけます死亡災害を受けまして、現場において取り組んでいただいております同種災害の防止対策について御説明いただくものでございます。

それでは、三井不動産レジデンシャル株式会社の野島様、福原様から御説明をよろしくお願いいたします。

○野島部長 三井不動産レジデンシャルの野島でございます。

弊社を含めまして、ディベロッパー10社が共同事業体として施工会社へ発注し進めております、晴海五丁目西地区第一種市街地再開発事業の建設工事現場におきまして、去る2018年1月29日に下請事業者の作業員の方がクレーン事故により死亡するという事象が発生してしまいました。亡くなられた方に対しては心より哀悼の意を表するとともに、御遺族には謹んでお悔やみ申し上げます。また、関係者の皆様には御心配をおかけしましたこと、心よりおわび申し上げます。

今後は同様の災害を発生させることがないように、発注者としましてもより一層安全施工の推進の指導に努めてまいり所存でございます。本日はこの場をおかりしまして、事故を受けての再発防止策について説明させていただきます。説明につきましては、お手元の資料3を用いまして、弊社の福原からさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○福原室長 三井不動産レジデンシャルの福原と申します。よろしくお願いいたします。

お手元の資料3に沿いまして、説明させていただきます。

本日御説明させていただきます内容は、事故後、本年2月に労働基準監督署様、及び今回の再開発事業の施工者であります東京都様へ報告している内容と同様の内容となっております。

まず、今回起きた災害の概略ですけれども、今回の事業は再開発事業の中で5つの工事エリアに分かれてございます。それぞれの工事エリアで異なる施工会社が元請会社として工事を行っております。今回の災害については、そのうちの一つの街区、5-5街区という街区で起きている事象でございます。そちらの工事現場において、二次請負会社の仮設事業者の作業員の方がクレーンと手すりの間に挟まれて被災し、その後、搬送先の病院にて死亡が確認されたというものでございます。

具体的な災害発生の原因や対策につきましては、資料3に基づいて御説明いたします。

ページをめくっていただきまして、下の部分に1、2とページが振ってありますので、まず1ページをごらんいただければと思います。

写真にございますように、通常、クレーンの可動範囲内は立入禁止の区画を明示してございます。写真. 1のように、カラーコーンとコーンバー及び立入禁止という表示で立入禁止区画というものを設置しております。今回も同様に設置してございましたけれども、災害時、その立入禁止区内に被災者の方が進入し、この写真でいきますとブルーのシートが見えるかと思うのですけれども、こちらが手すりになっておりまして、こちらとクレーンのお尻の部分との間に挟まれて被災してしまったということになってございます。

立入禁止区画内に進入してしまったことが災害発生の直接の原因ということになるのですけれども、明示しておきながらなぜ進入してしまったのかということについては、被災者御本人がお亡くなりになってしまったために、全てを解明することが難しい状況となっております。

しかしながら、進入してしまったという事実自体が今回の災害発生の直接の原因であることから、私どもとしましては、その事実をもとに再発防止策を実施しております。

それでは、再発防止のための具体策を説明させていただきます。今回、立入禁止区画内の進入防止を強化する観点、それでも万が一進入してしまった場合の対策、クレーンが近接する場合の対策という3つの観点から対策を実施してございます。

1つ目の立入禁止区画内への進入防止強化でございます。こちらは次の2ページ目の上の写真をごらんいただければと思います。

写真ではわかりづらいのですが、それまでの間はカラーコーン等で一重の立入禁止区画を形成していたような状況なのですけれども、その後はUスタンドというものとカラーコーンによる二重の立入禁止区画にしてございます。この写真だと、カラーコーンの内側にUスタンドがあるのでのですけれども、現時点ではこのUスタンドのほうにオレンジ色のシートを張っておりまして、さらに視認性を高めた形で立入禁止区画を形成してございます。

それから、従来、クレーンを動かすオペレーターの方と作業員とのコミュニケーションが必要になった場合は、まずはクレーンを停止し安全確認をした上で作業員がオペレーターと区画内で打ち合わせをするということもあったのですけれども、この災害以降は立入禁止区画内はオペレーター以外は立ち入りしないということを徹底しておりまして、直接のコミュニケーションが必要になった場合は、まずは無線でやりとりをした上で、クレーンの作業員が安全確認をした上で運転席から退出して、立入禁止区画外でコミュニケーションを図るという形で徹底をしてございます。

次に、クレーンが近接する場合の対策です。同じく2ページ目の下の写真. 3をごらんいただければと思います。

クレーンが同じ工事エリア内で近接する場合があるのですが、こちらの場合は、この写真でいきますと緑色のビブスを着ている者になりますけれども、別途監視員を配置してご

ざいます。クレーンが計画どおりに配置されているかということと、作業員がほかの作業エリアに進入していないかといったあたりをこの監視員がチェックしているというような状況でございます。

最後に、それでも立入禁止区画に万が一進入してしまった場合の対策として、3ページ目をごらんいただければと思います。写真、4になります。

立入禁止区画内に入った場合に、クローラクレーンの後ろの部分に人を感知するセンサーとモニターを設置いたしまして、運転席のほうに警告が鳴るとということと、モニターで死角になる部分を確認できるように、全てのクレーンにおいてこういったセンサーを設置してございます。

そのほか、クレーンを用いて作業する作業計画書をわかりやすくするとか、当然のことながら、これ以前も安全確認は行っているのですけれども、そういったクレーン配置図をもとにした安全確認の場合、それから、安全指導方法の見直し等を行って、現在工事を進めているような状況でございます。

今回こういった対策は、この災害を起こした街区は当然工事再開前に全職員、協力業者、全ての方を集めて説明・周知した上で工事を再開しております。また、冒頭に申し上げましたとおり、今回街区が分かれておりますので、施工者がそれぞれ異なるという状況なのですけれども、今回の対策につきましては、災害を起こしていない街区に関しても同様の対策を実施しております。選手村整備に関しての全街区で同じ対策をとって進めているような状況でございます。

資料への記載はないのですけれども、そのほか、各現場であります安全衛生協議会の場合に事業者である我々特定建築者も参加して、定期的な確認を行っております。また、今回の再開発事業の施工者である東京都様と私ども特定建築者が連携を図って、定期的な安全パトロールを実施するなど、我々事業者としても定期的に災害防止策の状況を確認するとともに、必要に応じた是正指導を行ってございます。

以上が、今回の災害に伴う対策になってございます。今後も東京都様とも連携を図りながら、各施工者とともに安全管理を徹底していきたいと考えているところでございます。

説明は以上になります。

○坂口局長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの資料3の御説明につきまして、御質問や御意見がございましたら、どうぞお願いいたします。

どうぞ。

○水田委員 今の説明に対してということではございません。厚生労働省の対応についてであります。

実際にこの事故が起きてから、しばらく時間がたっているわけですね。極めて厚労省としての対応が鈍いとか遅いのではないかとということを感じているわけですね。

過労自殺の関係についてはもうちょっと迅速な協議会への対応がされたのかなと思うの

ですが、今、説明があったところでは、迅速な対応をされているということですが、事故への対策が実際にどういうふうに行われているのかという部分も含めて今日までわからないまま進んできたと実感しております。実際に労働者の命が奪われているという状況でありますから、こうした災害にかかわっての迅速な対応ということについて、厚生労働省のほうに改めて求めておきたいと思えます。

○佐々木建設安全対策室長 ただいまの御質問に関してですけれども、今回、この場で事故再発防止について御報告いただいた形になりますけれども、厚生労働省内所轄の労働基準監督署におきましての災害の調査、その対応はもちろん発生後迅速に行っております。ただ、今回のこの協議会での御報告が、この発生から直近の協議会ということでこの協議会ということになりましたので、この場での御報告はこのタイミングになりましたけれども、厚生労働省としての対応は迅速に行っております。

○坂口局長 ほかにございませんでしょうか。

それでは、本件について、田畑政務官のほうからお願いします。

○田畑政務官 今ほど、三井不動産レジデンシャルの野島様、福原様から御説明いただいたところであります。特に立入禁止区域への進入防止策、並びに立入禁止区域に進入してしまった場合の対策、クレーンが隣接する場合の対策ということで、図表をもとに丁寧に御説明いただきました。複数の重機が近接して作業する状況は、工事が本格化するこれからはますますどの現場においても発生し、また起こり得る状況でなかろうかと考えるところであります。本日いただいた御説明もぜひ参考に、改めて重機との接触防止措置の徹底を図っていただきたいとお願い申し上げさせていただきます。

また、このような重機との接触によります挟まれですとか巻き込まれの災害は、建設業では大変多い災害の一つでございます。また、それ以上に建設業におけます死亡災害としましては、墜落ですとか転落の災害が圧倒的に多いということになります。各現場においては、これから躯体工事、また、特に屋根工事等の高所作業がふえてくるものだと思います。まずは足場の端のほうに手すりを設置する、安全帯を確実に使用する等の基本的な墜落防止措置を徹底していただきたいと思えます。労働災害の防止に向けました、皆様方のさらなる御尽力もお願いさせていただきます。

また、今、御意見としていただきました、災害が発生した場合の本協議会における周知であったり、情報共有といったようなことについても御意見をいただいたところでございますので、受けとめさせていただきます、我々としてもスピーディーかつ再発防止に資するような対応をしっかりと行っていきたく思うところでございます。

以上、私からの挨拶にかえさせていただきます。

○坂口局長 ありがとうございます。

各発注者や建設業界の皆様におかれましては、二度とこのような災害が生じないように、取り組みを参考にさせていただいて、積極的に労働災害の防止対策を推進していただきますようお願い申し上げます。

それでは、議題の「(3) 持続可能性に配慮した調達コードについて」に移らせていただきます。本件につきましては、公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員長の徳弘様から御説明をお願いいたします。どうぞよろしくお願いいたします。○徳弘副部長 初めまして。今、御紹介いただきました、オリパラ組織委員会持続可能性部の徳弘と申します。本日は貴重な機会をいただきまして、ありがとうございます。

私ども組織委員会のほうでは、今、お手元にお配りしております資料4のとおり、持続可能性に配慮した調達コードというものを策定しております。こちらはきょうの協議会の趣旨、目的でもございます、オリパラ競技大会大会施設工事についてより安全で働きやすい労働環境づくりを推進するといった面、労働・人権、環境等の面も含めて、持続可能性に配慮した調達という観点から取りまとめているものでございまして、この場をおかりしまして、なお一層周知を図らせていただきたいと思いますと思ひまして、御説明させていただくものでございます。よろしくお願いいたします。

資料の1ページをごらんいただければと思います。

調達コードそのものに入る前に、私ども持続可能性部といたしまして、この組織委員会がどういった取り組みをしているのかということも含めて、背景を少し御説明させていただきたいと思います。

2018年6月、ことし6月にまず「持続可能性に配慮した運営計画 第二版」というものを策定して発表させていただいたという背景がございます。こちらはこの絵のほうにもありますとおり、「Be better, together より良い未来へ、ともに進もう」というコンセプトでこの持続可能性の計画実行を行っていくということで、多くの人々の理解、協力を得ながら進めていこうということで定めたものでございまして、さまざまな方々との連携、主体的な取り組みを促すということで責任を果たしていこうと考えているところでございます。その中で、こちらに5つの白い丸がございますけれども、5つのテーマを設定しております。「気候変動」「資源管理」「大気・水・緑・生物多様性等」「参加・協働、情報発信」とあわせて、「人権・労働、公正な事業慣行等への配慮」も一つの大きな柱とさせていただいているところでございまして、これら全てのテーマにかかわるものとしまして、真ん中のあたりにありますけれども、それを実行するツールとしまして、「持続可能性に配慮した調達コード」というものを策定しまして運用しているということが背景でございます。

2ページをごらんください。

持続可能性に配慮した調達コードの趣旨や内容を簡単に御説明いたしますと、一言で言えば、この調達コードは調達するモノ、サービス、ライセンス商品といったものについて、原材料の採取から加工・流通・提供に至る供給過程全体の持続可能性が確保されるように、サプライヤー、ライセンシー、サプライチェーンに求める事項をまとめたものということになります。

中身としましては、法令遵守はもとより、環境問題、先ほど申し上げました人権・労働

問題の防止ですとか、公正な事業慣行の推進などといったものを基準として定めるとともに、その実効性を担保するための措置、それから、通報受付窓口というものも設定するというので、これらをトータルして記載しているものでございます。

組織委員会としましては、委員会みずから調達する物品・サービスにつきまして、調達コードを適用した調達を実施するのはもちろんのこと、東京都や政府機関等に対しまして、大会関係の調達において調達コードを尊重していただくようお願いさせていただいているところでございます。

こうした取り組みを通じて、SDGsが掲げる「持続可能な消費及び生産の形態が確保された社会」、ここの12番のマークにあります、「つくる責任 つかう責任」ということの実現にも貢献するものと考えているところでございます。

3 ページでございます。

この調達コードの全体構成を示したものでございます。この調達コードのテキストですとか解説資料につきましては、組織委員会のホームページにも掲載させていただいているところでございますが、これらの中身についてかいつまんで次から説明させていただきます。

4 ページをごらんください。

まず、持続可能性に関する配慮として重要な事項を、ここにありますとおり、＜持続可能性に関する基準＞ということで最初に規定しております。ここには環境、社会、経済といった分野ごとに合計33項目の基準を設けております。労働分野に関しましても、ILOの中核的労働基準なども参考にさせていただきながら、例えば国際的労働基準の遵守と尊重ですとか、強制労働、児童労働の禁止といった9つの基準を設けているところでございます。

5 ページをお開きください。

調達コードの実効性をどのように担保していくかということを決めたものが、この5ページにある部分でございます。具体的には、調達コードの中でサプライヤー候補の方々に対して、持続可能性に関する取り組み状況の確認をするためにチェックリストの提出をお願いしたり、誓約書を提出していただく。それから、実際にモニタリングをさせていただき、不遵守があった場合には改善措置を要求させていただくというような取り組みをもって担保しているところでございます。

また、供給過程全体が重要だと先ほどお話しさせていただいた部分の、全体における持続可能性配慮の浸透を図るために、重要なサプライチェーン（下請事業者等）に調達コードの遵守を働きかけていくべきということで取り組んでいるところでございます。

続いて、6 ページをごらんください。

こうしたリスクを低減する担保措置をとった場合にも、調達コードの不遵守が起きる可能性がございます。そのため、組織委員会としましては、こういった調達コードの不遵守に関する通報を受け付ける窓口もあわせて設置しているところでございます。こちらの窓口は公平で透明性のある対応を可能とするように、対象案件ですとか通報の方法、処理プ

ロセス、情報公開などについて業務運用基準という形で規定しまして、ホームページで公表しているところでございます。こういったことで基本的なプロセス、判断基準を明確にしているということでございまして、実際にことしの4月からこの通報の受け付けを開始しております。メールまたは郵送で受け付けております。

資料の最後のページにつけさせていただいているかと思うのですが、カラー版で「調達コードに係る通報受付窓口のご案内」というチラシも配付させていただいております。組織委員会の工事案件を受注された事業者の方々におかれては、現場、事務所など、従事している方の目に触れるような場所での掲示などをお願いしたいと思っております、ぜひ皆様方の御協力をお願いしたいと思っております。

また、通報案件ごとに、対象となった案件については、専門的かつ公正・中立の立場から、当事者、組織委員会に対して助言を提供していただくために、助言委員会を設置していくということも行っていくところでございます。

ここまでが調達コードの概要でございます。

最後に1点、国際労働機関（ILO）との協力についても御紹介させていただきたいと思っております。7ページをごらんください。

組織委員会とILOの間で、ことしの4月に2020大会の準備・運営を通じてディーセントワークを推進するための協力に関する覚書を締結したところでございます。具体的には、ここにありますとおり、2020年に向けて幾つかの事項において協力していこうとなっております、その一つとして、（1）にありますけれども、ことしの秋にサステナビリティ・フォーラムというものを開催していくことも今、予定しているところでございますので、またその折には御参加のほうもよろしくをお願いしたいと思います。

簡単ではございますが、ここまで組織委員会のほうの持続可能性調達コードを御説明させていただきました。

委員会としましては、大会中はもちろんのこと、大会終了後もこういった持続可能性に配慮した調達というようなものがレガシーとして残っていけるよう、このコードの周知徹底を図っていきたく思っております。その意味でも、ここにお集まりの皆様方におかれましても、あらゆる機会を通じまして、こういったコードを策定して取り組んでいるということをいろいろな機会で発信していただければと思っておりますので、その点のお願いも含めまして、よろしく願いいたします。

以上になります。

○坂口局長 ありがとうございます。

ただいまの資料4の御説明につきまして、御質問や御意見がございましたら、どうぞお願いいたします。

よろしいですか。

それでは、最後の議題に移らせていただきます。「（4）その他」としてありますけれども、まず新国立競技場整備事業における健康管理に係る取り組み状況につきまして、独

立行政法人日本スポーツ振興センターの今泉様から御報告をお願いいたします。

○今泉理事 初めに、皆様におかれましては、日ごろより新国立競技場整備事業の安全衛生対策に関しまして、御指導、御助言を頂戴いたしましてまことにありがとうございます。また、本日はこのように貴重な機会をいただきまして、ありがとうございます。

皆様、資料5をごらんいただければと思います。

昨年12月に行われました第4回の本協議会におきまして、新国立競技場整備事業における健康管理に関する取り組み状況について資料5の2ページ目のような形で説明させていただきました。本日は1ページ目にありますとおり、それ以降の取り組みについて御説明させていただきたいと思っております。

計5点ございますが、まず「1. 作業従事者の健康管理体制の整備」についてでございます。建設現場におきましては、昨年6月より看護師1名を常駐させた健康相談室を設置しておりますが、本年6月よりさらにもう一名増員いたしまして、2名体制で熱中症予防・対応策として体制を組んでいるところでございます。現在のところ、1日当たりで約14件程度の利用があると聞いているところでございます。また、昨年11月より健康相談室に医師及びカウンセラーの配置を実施しております。医師の受診件数に関しましては、1日当たり約6件程度、カウンセラーの受診件数に関しては1日当たり2件程度の相談があるところでございます。さらに昨年11月に電話、メール等によりまして健康、仕事、プライベートの悩みを含めて、専門のカウンセラーに無料で相談できる窓口といたしまして、「心と体の健康相談ホットライン」を設置しております。これまで相談件数は累計で13件ある状況でございます。また、東京産業保健総合支援センターの医師によりまして、下請業者に対しまして、本年3月に第1回目のセミナーを設けて、「働く人の健康管理」ということを講話していただきました。また、一昨日にも第2回目といたしまして、「働く人の労働安全衛生～健診の意味するもの」ということをテーマに講話を行っていただいているところでございます。

「2. 時間外労働の短縮化の促進について」でございますが、現場の詰所におきましては、原則20時閉所を徹底しております。下請事業者には作業従事者の静脈認証による入退場記録を提供して、労働時間の適正な把握への活用を促進する取り組みを継続的に実施しているところでございます。

「3. 日常的な健康管理の促進」についてでございます。下請事業者に対しまして、作業開始前に作業従事者の体調確認を行うようにしております。体調不良の場合には、健康相談室の活用等を要請する取り組みを継続的に実施しているところでございます。

「4. ストレスチェックの実施の促進」についてでございますが、ストレスチェックに関しましては、下請業者に対しまして、年に数回、朝礼時に厚生労働省さんの「労働者の疲労蓄積度チェックリスト」を配付することとしております。昨年は12月に実施してございまして、本年は7月に下請事業者の安全衛生責任者などを通じまして、作業員に対して同チェックリストを配付して、みずからのストレスチェックの実施を促したり、高ストレス

判定時には健康相談室や地域産業保健センターの活用を勧奨しているところでございます。また、健康相談室には同チェックリストや「5分でできる職場のストレスセルフチェック」などのストレスチェックの関連資料を備えているところでございます。

最後に、「5. その他（熱中症対策等）」についてでございます。昨年11月以降、毎月災害防止協議会におきまして、大成JVより下請業者に対しまして、「新国立競技場整備事業における健康管理に係る取組」を周知しているところでございます。また、熱中症予防の主な取り組みといたしましては、現場の各所に製氷機等を備えた施設の整備とともに、無料でスポーツ飲料やかき氷、塩あめなどを提供する取り組みを行っております。また、空調機器を完備いたしました休憩室や送風機・ミストファン等を整備しているところでございます。さらに、暑さ指数を計測・管理しまして、現場に熱中症の警戒レベルを表示するという注意喚起も行っているところでございます。また、これも報告させていただきたい点でございますが、新国立競技場の建設現場に関しましては、本年4月に日本建設業連合会様の行っていらっしゃる第1回快適職場認定におきまして、「快適職場（プラチナ）」に認定されるなどの職場環境の整備を行っているところでございます。

報告は以上でございます。

現在、36カ月にわたる工期のうち、22カ月目に入りまして、躯体工事については既に完了して、最も困難な屋根工事、内装、外装、全ての分野における工事が進行しているところでございます。計画どおりに工事は進行しておりますけれども、現在、現場には2,000人を超える作業員が労働しております。彼らの労働安全衛生がきちんと保たれるよう、大成JVと連携いたしまして、法令遵守の徹底はもとより、健康管理に関する取り組みの実施状況についてもしっかりと管理いたしまして、その報告については、本協議会に対してしっかり対応させていただきたいと考えているところでございます。引き続き御指導、御助言をいただければと思います。どうもありがとうございました。

○坂口局長 ありがとうございます。

続いて、大会施設工事における健康管理に係る取り組み状況について、事務局から報告をいたします。

○佐々木建設安全対策室長 続きまして、新国立競技場整備事業以外の会場の建設工事における健康管理に係る取り組み状況ということでございまして、資料は参考資料1になります。

昨年12月の第4回の協議会におきまして、日本スポーツ振興センター様から新国立における対策について御説明をいただきまして、大臣政務官及び事務局から他の現場においても新国立における取り組みを参考に積極的な取り組みをお願いしたところでございます。これを踏まえまして、各現場における取り組み状況につきまして、各発注者の皆様を通じて御報告いただいたものがこの参考資料1でございます。

中身につきましての説明は割愛させていただきますけれども、発注者の皆様におかれましては、これを参考にさせていただきまして、引き続き積極的な健康管理対策の実施をお願い

い申し上げます。

以上でございます。

○坂口局長 ありがとうございます。

それでは、ここまでの御報告について、御意見、御質問がございましたら、お願いいたします。

田中様、どうぞ。

○田中専務理事 今、御説明いただきました参考資料1の関係で、特にストレスチェックの関係をばばっと見させていただきましたところですが、労働者の疲労蓄積度のチェックリストを活用されているというところが大半でございましたが、幾つかの建設現場におきましては、私ども建災防が提唱しております「健康KYと無記名ストレスチェック」というものを御理解いただきまして、利用促進を考えられているところがございました。この点についてまず感謝申し上げます。ただ、私どもの大島顧問が前回の会議でも説明を申し上げましたが、この無記名ストレスチェックの目的は単にそれを行うことだけではなくて、その後の職場環境改善というところがゴールでございますので、その点につきましても、現場におきましては積極的に御活用いただければありがたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○坂口局長 ありがとうございます。

ほかに何かございますでしょうか。よろしいですか。

ありがとうございます。

それでは、各発注者の皆様におかれましては、ただいまの取り組み等を参考に、引き続き積極的に健康管理対策を講じていただきますようによろしくお願いいたします。

議題は以上でございます。円滑な議事に御協力いただきまして、ありがとうございます。

最後に事務局から連絡事項等をお伝えいたします。

○奥村安全課長 本日の会議の議事録につきましては、後ほど皆様に御確認いただきますので、よろしくお願いいたします。

本日は御多忙の中御出席いただき、また、御議論をありがとうございました。これで第5回「2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会 大会施設工事安全衛生対策協議会」を終了いたします。